

足利市人権尊重の社会づくり条例

(平成16年1月1日施行)

構成

「人権は、人間の尊厳に基づいて各人が持つている固有の権利である。」から始まる前文と全4条で構成されています。

策定の理由

現実の社会には、様々な人権問題が存在しており、私たちの生活の中に「人権」が根付いているかといえば、あまり意識されていません。

そこで、条例において、「人権の尊重」や「人権の共存」がかけがえのない価値であることを表明することで、私たち一人ひとりが人権尊重の社会を作る主役であることを認識し、人権をより身近に感じることができると考えました。

目的

すべての人の人権が尊重される、平和で豊かな社会の実現をめざしています。

特徴

市と市民の責務を明らかにしています。また、日本国憲法の精神に従い我々が努力を傾けていくため、法的拘束力のない推進・宣言条例となっています。この条例を制定するにあたっては、基本骨子(案)に関するパブリック・コメントを募集し、市民のみなさんの意見を反映して制定されました。

◇この条例は、人権尊重の社会づくりのスタートです。条文にあるように市と市民が協力して、誰もが住みよい足利市をめざして、ともに努力していきましょう。

ご利用ください

「男女共同参画センター」

男女共同参画センターは、平成14年5月に男女共同参画社会の実現を図るための活動拠点として開設されました。場所は、市民プラザ本館棟の2階から4階までです。

市では、(公財)足利市みどり文化・スポーツ財団を指定管理者とし、施設の管理・運営や男女共同参画セミナーを委託しています。

また2階には、本課の事務室や足利市女性団体連絡協議会事務室があります。

3、4階には、講習室や料理教室、和室、茶室などがありますので、ぜひ、ご利用ください。



「男女共同参画社会」を実現することが、女性の人権問題を解決するためにも必要です。

問い合わせ 足利市民プラザ ☎72-8511

様々な人権課題①

「障がい者」の人権

本年4月1日に「障害者差別解消法」がスタートしました。この法律は、障がいのある人となない人が分け隔てられることなく、全ての国民が障がいのある人もない人も互いに、その人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をめざしています。そのために「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

足利市では平成27年3月に「あしかがし障がい者福祉プラン(第4期計画)」を策定して、基本理念である「完全参加と平等」を継承するとともに、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、障がい者が地域で安心して暮らすことのできる社会の実現をめざしています。

障がいを持つことは他人事ではありません。

誰もが暮らしやすい社会をともに考えていきましょう。



人権啓発活動紹介①

足利市では、8月の栃木県人権教育・啓発推進県民運動強調月間に併せて、人権問題講演会を開催しています。

本年度は「障害者差別解消法」がスタートしたこととともない「障がい者と人権」をテーマに開催しました。

また、足利市「いのち・愛・人権」展実行委員会と連携して、コムファーストショッピングセンターで第26回「いのち・愛・人権」展を開催しました。